

平成24年度みやざき農林水産業経営多角化チャレンジ塾開催要領

公益社団法人宮崎県農業振興公社

1 目的

本県農業において、農業法人は、6次産業化や農商工連携の取組の主体となるなど、地域農業の牽引役として大きな期待が持たれている。このため、農林漁業経営の法人化を加速させ、重要な担い手として育成確保するために、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下、公社という。）が、みやざき農林水産業経営多角化チャレンジ塾を開講し、経営の多角化を目指す農林漁業者や6次産業化を推進・支援するプロデューサーを育成することにより、本県における6次産業化を強力に推進する。

2 チャレンジ塾の概要

(1) グローバル農業法人育成コース

食品加工技術、マーケティングのノウハウ、財務管理等を身につけた農業法人等の育成

① 開催期間

平成24年8月30日から平成24年11月7日まで

② 開催場所

ホテルプラザ宮崎「桂の間、若草の間」（宮崎市川原町1-1）

ただし、開講式（8月30日）のみ、ニューウェルシティ宮崎「雲海」（宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8）

③ 対象者

ア 宮崎県内に事業所を有し、応募の時点で認定農業者である農業法人又は農林漁業経営の法人化を目指す個人の認定農業者等（以下「農業法人等」という。）であること。

イ 農商工連携や6次産業化などの経営の多角化を目指す農業法人等であって、農林漁業経営の多角化に関する自らの事業構想（以下「ビジネスプラン」という。）を有していること。

ウ 国税及び県税の滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

オ 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けた農業法人、又は当該団体の構成員である個人の認定農

業者でないこと。

- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者又は構成員に当該者を含む者ではないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（当該申し立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ク 経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ケ その他上記に例示するもののほか、本事業の対象として適切でないと認められる事由がないこと。
- コ 提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

④ 参加定員

20名程度

⑤ 選考方法

別に定める募集要領に基づく書類選考とする。

⑥ カリキュラムの編成

カリキュラムは、概ね6ヶ月間に1コマ90分を1単位とし、以下の24講座より所定の講座を15単位以上取得する者には修了証を授与する。また、カリキュラムの詳細及び日程は、別途定める。

（講座内容）

- ・ 6次産業化概論
- ・ 食品加工概論
- ・ 食品加工技術論①（農産物編）
- ・ 食品加工技術論②（畜産物編）
- ・ 食品加工技術論③（水産物編）
- ・ 食品加工における衛生管理
- ・ 食品加工における施設管理
- ・ 流通構造
- ・ マーケティング①（概論、消費者ニーズ等）
- ・ マーケティング②（商品デザイン・ブランディング等）
- ・ マーケティング③（商品プロモーション等）
- ・ 販売戦略①（インターネット販売）
- ・ 販売戦略②（インターネット市場への参入）
- ・ 販売戦略③（海外輸出）
- ・ 販売戦略④（直売所）
- ・ 販売戦略⑤（レストラン）

- ・ 6次産業化における知的財産
- ・ 6次産業化と法人化 ・ 法人化による財務管理
- ・ 法人化による労務管理 ・ 経営者論
- ・ 6次産業化の先進事例 ・ ビジネスプランニング実習
- ・ ビジネスプラン発表 等

⑦ 受講料

4千円／人とする。

⑧ 講師の選定

別途カリキュラムに応じた講師を選定する。

(2) 6次化推進プロデューサー育成コース

事業計画の作成や具現化に向けて農業法人等にアドバイスできる人材の育成

① 開催期間

平成24年8月30日から平成24年11月7日まで

② 開催場所

ホテルプラザ宮崎「桂の間、若草の間」(宮崎市川原町1-1)

ただし、開講式(8月30日)のみ、ニューウェルシティ宮崎「雲海」(宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8)

③ 対象者

別に定める募集要領に基づく関係機関・団体等から宮崎県内において、農業経営の多角化に取り組む農業法人等の支援に必要な資質を有するとして推薦があった者の中から決定する。

※(1)の③のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コに同じ

④ 参加定員

20名程度

⑤ 選考方法

(2)の③の関係機関・団体からの推薦書類による選考とする。

⑥ カリキュラムの編成

カリキュラムは、概ね6ヶ月間に1コマ90分を1単位とし、以下の14講座を講義研修9単位、実地研修を5単位取得する者には修了証を授与する。また、カリキュラムの詳細及び日程は、別途定める。

(講座内容)

- ・ 6次産業化概論
- ・ 農林水産業の現状と課題①(農産・特産編)
- ・ 農林水産業の現状と課題②(園芸編)

- ・農林水産業の現状と課題③（畜産編）
- ・農林水産業の現状と課題④（水産・林産編）
- ・農業関連施策①（農地法、農振法、都市計画等）
- ・農業関連施策②（農業制度資金、食の安全・安心、地産地消等）
- ・地域資源、地域ブランド戦略
- ・農林漁業者へのプランニング理論
- ・農林漁業者へのプランニング手法
- ・農林漁業者へのプランニング実習
- ・農業法人の実態と市場流通現地調査（実地研修4回） 等

⑦ 受講料

4千円／人とする。

⑧ 講師の選定

別途カリキュラムに応じた講師を選定する。

3 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関する必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月23日から施行し、平成24年度みやざき農林水産業経営多角化チャレンジ塾から適用する。